外務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

提案区分 管理 番号	上 上 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)		度の所管 関係府省	団体名	その他 (特記事項)		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)	所管部署· 担当者連絡
日 田方に対する規制緩和 その他	語学指導等を行 う外国青年招致 事業(JETプロ グラム)に係る 関係省庁と一般 財団法人自治	総務省等関係省庁及びクレアが 十分に連携を図り、地方公共団 体の意見も踏まえたうえで、事業 の概要や通知スケジュール等を 定めた要綱等を作成し、通知す	、JETプログラムの導入にあたっては、連絡事項等について、関係省庁とクレアから関連した文書が異なる時期に届くなど、制度の全体像がわかりづらいほか、管内市町村への連絡取りまとめを行う都道府県の立場として、事務が進めづらい状況におかれている。具体的には、平成30年度は、JETプログラムの新規配置要望調査(①)について、クレアからJETプログラムの概略資料等がないままに照会が届き、その9日後、関係省庁(総務省、外務省、文科省)からJETプログラムの概略や活用を促す通知(②)が届いている。 県では、①の到着後速やかに管内市町村等へ照会していたため、②が届く前に「JETプログラムを活用しない」と回答している団体もあり、連絡調整に苦慮し、制度活用の妨げとなっている。	関係省庁とクレアが連携を強化し、事業の概要やスケジュール等が明示された事業要綱が定められることで、国としての政策的な意図を、的確な時期に県や市町村へ正しく伝えることができる。これにより、活用を検討する団体の増加が期待できる。	①平成30年8月20日付 総務省	省、外務 〔部科学省	秋県、清本市、坂東東、市山、大市、東京市・北、東京市・北、東京市・北、東京が、東京が、東京が、東京が、東京が、東京が、東京が、東京が、東京が、東京が		大阪府、宮崎市	支障事例 ○平成31年度JETプログラム人員割会費の引き上げについて、交付税額の引き上げに関する総務省の通知がないままに、CLAIRから交付税額の引き上げを前提とした会費引き上げの第一報がメール本文であり、混乱が生じた。		担当有建
日 地方に対する規制緩和	の導入に係る事務の運用改善	地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、遅くとも5月(新年度体制が整い、早期に検討を始められる時期)までには通知等の文書を発出すること。発出に当たっては、関係省庁が発出する制度概略や制度導入のメリット等を示した活用促進に関する文書と、クレアが発出する関連を表した活用促進に関する文書と、クレアが発出する書き、クレアが発出する事態を表した。	、県内では、平成31年度からの新規導入を検討していた2団体が、いずれも予算の調整や議会への報告等の関係で断念している。平成31年度の導入に向けては、新規配置要望に係る調査が平成30年8月20日付け(①)及び9月12日付け(③)で発出され、回答期限は参加国などにより観察なっており、関係省庁からの活用促進に係る通知は8月29日付け(②)で発出されているところだが、5月頃までに発出されていれば、各団体において、新たに活用するための調査や手続き等を進める期間を確保することができ、り断念することな、要型できた可能性があった。りなお、現在のところJETプログラム活用している市町村の多くは教育委員会行(ALT)のみであるが、近年では、首長部局によるCIRの活用検討に係る問じ、合わせが増えつつあり、導入実績のない部署で新規に満まとの調整期間が必要となる場面が増えるものと想定される。	ジュールで断念することなく、導入を実現することができる。	① 年30年8月20日付成30年8月20日付成31年8月20日行成31年8月350号「学年333期「国市のでは、1月1日には、1月1日には、	(部科学省			市、大村市、宮 崎市	○2019年度以降の外国青年招致事業にかかる会費額の見直しがあり、今年度は一人当たり1万円増額されたが、既に当初予算が決定した後の周知であった。予算に関わるものであり、早期の周知が必要であると考える。 ○当県内で射規導入を検討していた自治体から、新規配置要望の照金がきてから内部で調整をしたが関に合わず、来年度改めて検討するという意見が複数あった。早期に検討を始めていれば要望をできた可能性がある。		
34 B 地方に対す その他 る規制緩和	特定保務の調達を表示を表示を表示を表示を表示を表示である。 おりょう はいまい おりょう はいまい おいまい おいまい おいまい おいまい おいまい おいまい おいまい	る政令第11条第1項第6号における「建築物の設計」の文言を建築物に限定しない「設計業務」に改め、随意契約によって調達できる業務の対象範囲を拡大す	5	省告示第209号は、提出された具体的な設計案を審査し、最も優れた設計案を選定するコンテスト形式、いわゆるコンペ方式を想象したものと思われます。	続の特例を定める政令 (平成7年政令372号)第 11条第1項第6号 地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手 続の特例を定める号に規 に変明を変がる場合のでである。 第11条第1項第6号に規 で変明を定める件(平成 7年12月8日自治省告 示第209号) である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	省、外務省	長野県		川崎市、熊本市	 ○システム構築等業務の調達に関しては、高度な知識・技術、創造性、構想力等が必要とされ、地方公共団体の物品等又は特定役務の 調達手続の特例を定める政令の適用を受ける場合であっても、プロポーザル方式での調達の必要性がある。 ○ システム構築等業を言画を言事門性を有する条件は、記録を作成、記録・入札に付すよりも、業者から提案をいただいたものを審査し優れた提案を行った者と契約した方がより高い成果が期待できる場合がある。 		